

What's New 経営サポートナビ

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

Management
Support
Navigation

2026.7
VOL.44

TOPICS

融資に強くなる講座

資金調達の新常識 2026年5月施行

「事業性融資推進法」で何が変わるか

—「不動産担保・経営者保証」に頼らない融資の誕生と、
中小企業が持つべき冷静な視点—

事業承継入門講座

自社株評価が変わる？

—中小企業オーナーが認識しておくべき「事業承継の値札の見直し」—

税制改正コラム

令和8年分の類似業種比準価額の動向

助成金・補助金活用ガイド

エイジフレンドリー補助金 熱中症対策コース



Management Innovation Consultation
経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

02

注目の中小企業支援制度

中小企業向けの公的制度をご紹介します

03

経営情報ブログ

アルコールチェックの義務化で
企業がおこなうべき対策とは

05

融資に強くなる講座

資金調達の新常識 2026年5月施行
「事業性融資推進法」で何が変わるか
「不動産担保・経営者保証」に頼らない融資の誕生と、
中小企業が持つべき冷静な視点

07

事業承継入門講座

自社株評価が変わる？
中小企業オーナーが認識しておくべき「事業承継の値札の見直し」

09

税制改正コラム

令和8年分の類似業種比準価額の動向

11

助成金・補助金活用ガイド

エイジフレンドリー補助金 熱中症対策コース

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

「IT導入補助金」から進化！AIツール導入に使える『デジタル化・AI導入補助金』を活用しよう

デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）は、AIを含むITツール導入を支援する制度です。ツール選定や申請には要件があるため、まず全体像と申請準備のポイントを整理します。



申請要件

申請対象 (中小企業・小規模事業者等)

中小企業・小規模事業者等が対象で、業種ごとに「資本金」または「従業員規模」の基準が定められています（個人事業も含む）。

例：製造業は資本金3億円／従業員300人、卸売業は1億円／100人、小売業は5,000万円／50人など。

申請前に必須の手続き

GビズIDプライムの取得

- 発行目安：おおむね2週間

SECURITY ACTIONの宣言

- ★一つ星 または ★★二つ星
- ID発行目安：おおむね2～3日

ツール・申請の基本ルール

- 補助対象は、事務局審査を経て登録・公開されたITツール。
- （複数者連携枠を除き）申請はIT導入支援事業者と連携して進めます。

加点項目

加点は枠によって対象が異なりますが、公式サイトで示されている主な例は次のとおりです。

- クラウド製品／インボイス対応製品の選定（通常枠）
- 賃上げの事業計画(3年)の策定・従業員への表明・計画達成
- IT戦略ナビwithの事前実施（結果画面添付）
- 健康経営優良法人2026／くるみん・えるぼし等の認定
- 成長加速マッチングサービスへの会員登録・課題登録

枠の紹介 補助率や詳細は公式サイトをご確認ください

通常枠

自社の業務に合ったITツールを導入したい方向け。

補助額：5万円～450万円

インボイス枠（インボイス対応類型）

インボイス対応の会計・受発注・決済ソフトを導入したい方向け。

補助額：～350万円 ※ソフトと合わせればPC・レジ等も対象

インボイス枠（電子取引類型）

取引先にも受発注ソフトのアカウントを無償提供する方向け。

補助額：～350万円

セキュリティ対策推進枠

サイバー攻撃などのリスク対策をしたい方向け。

補助額：5万円～150万円 ※対象は「お助け隊サービスリスト」に掲載された登録サービスに限る

AI活用イメージ

経理 クラウド会計ソフト導入で仕訳入力をAIで自動化

取引データから仕訳を自動で作成し、入力・確認の手間を大きく減らせます。月次の締め作業を早めたい、経理担当の負担を軽くしたい企業に向けた活用です。

営業 営業支援システム導入で見積作成をAIで自動化

見積作成の工程を整理し、必要な情報の入力や作成作業を効率化できます。提案スピードを上げたい、顧客との共有をスムーズにしたい場合に効果が期待できます。

店舗 セルフレジ導入で会計・接客の“ムダ”をまとめて削減

レジの省人化に加えて、会計ミスの削減、客単価の向上といった改善につながる例が紹介されています。人手不足対策と収益改善を同時に進めたい場合のイメージになります。

申請フロー

1. 制度・公募要領の確認
2. GビズIDプライム取得／SECURITY ACTION宣言
3. 支援事業者・ITツール選定
4. 交付申請（招待→入力・添付→提出）
5. 交付決定後に発注・契約・支払い（※交付決定前は対象外）
6. 実績報告→補助金交付
7. 効果報告（期限内提出。未報告等は返還等の扱いあり）

補助金申請にはGビズIDやSECURITY ACTIONの準備が必要です！
早めに要件確認とツール選定を進めましょう。



アルコールチェックの義務化で 企業がおこなうべき対策とは

作成者：株式会社エフアンドエム
(<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

2025年は、忘年会や新年会を開催する企業が約6割に増えたとされています。従業員が通勤途中や業務中に飲酒運転事故を起こした場合、企業に甚大な影響が発生することがあるため注意が必要です。

また2022年から、企業においてアルコールチェックが法的に義務づけられ、2023年には、より厳格化されるなど、「飲酒運転を厳格化する姿勢と予防策」が求められています。

本記事では、企業のアルコールチェック義務化の概要と従業員の問題行動を防止する対策について解説します。

■従業員が酒気帯び!?問題行動で周囲は疲弊

従業員が二日酔いや酒気帯びで起こす交通事故があつとを絶たず、中には衝突された家族全員が死亡するなどの大きな飲酒事故も起きています。

交通事故に至らなくとも、二日酔いで業務が混乱する場合もあり、例えば次のような事例があげられます。

- 二日酔いで営業車を運転できず、別の従業員が急遽交代する
- アルコールが残った状態で仕事がかどらず、周囲の従業員がフォローする
- 酒の臭いで周囲の従業員が迷惑する

過度の飲酒は周囲の従業員に対し、負担と迷惑をかけることとなります。

■従業員が飲酒運転!?企業が責任に問われる?

業務で使用する車の事故は、運転者である従業員のみの問題ではおさまりません。

もし従業員が飲酒運転事故を起こした場合、企業が刑事責任や民事責任を負う可能性があります。

刑事責任に問われる可能性がある

飲酒運転のおそれがある状態で従業員に運転をさせた(運転を認めた)場合、企業が車両提供者として車両等提供罪に問われる可能性があります。

民事責任で賠償責任を負うことがある

従業員が業務中に飲酒運転事故を起こした場合、企業も被害者に対して賠償責任を負うことがあります。

行政責任で営業停止などの処分を受ける場合がある

企業が運送業である場合、営業停止処分を受けることがあります。処分の軽重は企業における注意・管理体制によって異なります。

行政処分となった場合は、国土交通省のホームページで企業名や処分内容が公表されます。金融機関や採用応募者などが、企業の処分について知った場合、企業への信用が低下してしまうリスクもあるでしょう。

社会的な責任を問われることがある

従業員が飲酒運転事故を起こした企業は、安全管理や従業員管理がずさんであると見られる可能性があり、取引先からの信用を失い、受注が減るなどの影響が出ることもあります。

■アルコールチェックの義務化とは?対象外は?

アルコールチェック義務化とは、5台以上の自動車を使用する企業が、運転する従業員の酒気帯び状態を確認し、記録を保存する法的な義務のことです。

このアルコールチェック義務は道路交通法施行規則に定められた企業における法的な義務であり、対応するためには次の3つが必要です。

- 安全運転管理者を選任する
- アルコール検知器を用意する
- アルコールチェックの記録を作成し、保存する

アルコールチェックの義務化の内容は次のとおりであり、2023年12月から実施されています。

▼義務化の開始時期

- 2023年12月1日から義務化

▼アルコールチェック義務化の内容

- 企業の安全運転管理者が、自動車を運転する従業員に対して、酒気帯びの有無を目視などで確認するほか、アルコール検知器で確認する義務
- 確認した内容を記録し、その記録を1年間保存するとともにアルコール検知器を常時有効に保つ義務

安全運転管理者とは

上記のアルコールチェック義務化の内容にあるとおり、アルコールチェックをおこなう義務がある人は「安全運転管理者」です。

安全運転管理者は、以下のいずれかの条件に該当する事業所において選任が義務づけられています。

▼安全運転管理者の選任が必須となる事業所の要件

- 乗車定員が11名以上の自家用自動車を1台以上使用
- そのほかの自家用自動車を5台以上使用している
(備考)
- 原付を除くオートバイは1台を0.5台としてカウントする
- 台数が20台以上の場合は副安全運転管理者の選任が必要

アルコールチェック義務化の対象となる人

アルコールチェック義務化の対象となる人は、アルコールチェックをおこなう安全運転管理者です。

企業は安全運転管理者を選任し、選任や変更を15日以内に届け出る義務を負っています。

安全運転管理者の選任と届け出義務については罰則があり、安全運転管理者の選任を怠った場合は50万円以下の罰金、安全運転管理者を選任した届け出を怠った場合は5万円以下の罰金を科されることがあります。

アルコールチェック義務化の対象となる車両

アルコールチェック義務化の対象となる自動車は緑ナンバーだけでなく、白ナンバーの営業用車両も含まれます。また、車両の所有権を問わないため、リースしている車両も含まれます。

なお、従業員が通勤にのみ使用するマイカーは含まれません。

アルコールチェック義務化の対象外とは

アルコールチェック義務化の対象外となる事業所や車両は次のとおりです。

- 白ナンバー（乗車定員が10名以下）が4台までの事業所
- 従業員が通勤のみに使用するマイカー
- 運送業の運行管理者が選任されている事業所

■アルコールチェックの義務化で企業がおこなうべき5つの措置

アルコールチェックの義務化で企業がおこなう必要がある措置は次の5つです。

▼アルコールチェックの義務化で企業がおこなうべき措置

- 安全運転管理者を選任し、届け出する
- アルコール検知器を保持する
- アルコールチェックした記録を付ける体制を構築する
- アルコールチェックした記録を保存する体制を構築する
- 飲酒運転をしない、させない意識を従業員へ徹底する

従業員の飲酒運転は企業にとって大きな経営リスクです。従業員が事故を起こした場合、企業の信用失墜や営業停止など、甚大な影響が発生するおそれがあります。飲酒運転の禁止など重大なルールは就業規則に記載し、社内に浸透させておきましょう。



■アルコールチェックだけでは対応できない問題従業員（モンスター従業員）対策

「飲酒運転はダメ」といわれても、守らない従業員がいるかもしれません。ルールを守らない従業員、モラルに欠ける従業員がいると職場の秩序が乱れ、真面目に働く従業員の離職につながる可能性があります。

他人事とは限らないモンスター従業員の問題行動

モンスター従業員の問題行動例は次のとおりです。

- 周囲の同僚や上司、取引先に暴言を吐く
- 業務命令を無視する
- SNSで自社を誹謗中傷する
- 周囲にいじめやハラスメント行為をおこなう
- 理論を無視した過度な要求をおこなう
- 遅刻や無断欠勤を繰り返す
- 改善指導に従わず、改善する意欲がない

自社と従業員を守る基本は就業規則

問題行動を起こす従業員に対する基本的な対策は次の4つです。

中でも重要な対策は「明確な懲戒処分を定めておくこと」です。就業規則などで懲戒処分の事由や程度を明確としておくことで、問題行動を抑止すると同時に、真面目な従業員を守る企業の姿勢を明らかとすることができます。

▼問題行動を起こす従業員への企業の基本対策

- 問題行動に対して直ちに指導する
- 定期的な面談など、コミュニケーションの機会を作る
- 従業員の適性診断などで、従業員の性格を把握しておく
- 懲戒処分の事由・処分内容を明確化しておく

マイカー通勤規程など関連規程も重要

業務中の飲酒運転を禁止しても、従業員が帰宅途中で飲酒する可能性があります。通勤途中における飲酒リスクを回避するためには、就業規則における明記や、「マイカー通勤規程」として定めておくことがおすすめです。

「マイカー通勤規程」を作ることは失念しがちですが、通勤途中の事故における企業の責任の範囲を明確化する効果があります。

賃上げに伴う就業規則の改正時などにあわせて、関連規程の作成に漏れがないか、専門家に相談してみることも効果的です。

■まとめ

アルコールチェックが企業に義務化されていても、業務中の飲酒事故は発生しています。他社のことは思わず、「自社で起こったとき」のことを考えた対策が必要です。

また飲酒だけでなく、従業員のモラルに欠ける行動やハラスメント行為を防止するためには、就業規則の見直しや関連規程を整えておくことが必要です。



F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する
<https://www.fmclub.jp/blog>

■ F&M CLUB について知る
<https://www.fmclub.jp/>



融資に強くなる講座

資金調達の新常識 2026年5月施行

「事業性融資推進法」で何が変わるか

— 「不動産担保・経営者保証」に頼らない融資の誕生と、
中小企業が持つべき冷静な視点 —

「自社には担保に入れられるような不動産がないから、大きな借入や思い切った設備投資は難しい……」

多くの経営者の皆様が、このような壁に一度はぶつかったことがあるのではないのでしょうか。日本の銀行融資は長年、不動産などの有形資産や、経営者個人の資産・信用を担保に取るスタイルが「当たり前」とされてきました。しかし、2026年5月25日に施行された「事業性融資推進法」により、この融資の常識が根底から覆ろうとしています。新制度『企業価値担保権』の誕生です。本レポートでは、この新しい仕組みが中小企業にどのようなチャンスをもたらすのか、そして私たちはそれをどう冷静に見極めていくべきなのか、分かりやすく解説いたします。

1. 『企業価値担保権』の基本と、 経営者が得る最大のメリット

新しい『企業価値担保権』とは、一言で言えば、不動産などの目に見える特定の「モノ」ではなく、会社の「事業そのもの」を丸ごと担保にする仕組みです。これには、会社が保有する設備や在庫だけでなく、独自の技術、ノウハウ、長年培ってきた顧客ネットワークやブランド、そしてそれらが生み出す「将来のキャッシュフロー（稼ぐ力）」までが含まれます。

これまでの物的担保融資では、会社が倒産した場合には社長個人の自宅や財産まで失うリスクを背負うのが通例でした。しかし、企業価値担保権では、融資のリスクを社長個人ではなく、会社全体の事業価値そのものでカバーします。そのため、法律の規定（第34条）により、原則として経営者保証を求められることが制限されることになりました。これにより、社長個人が過度なリスクを背負うことなく、前向きな経営に挑戦できる環境が整えられます。

【図表 1】従来の物的担保融資と『企業価値担保権』の違い

比較項目	従来の物的担保融資	新しい「企業価値担保権」による融資
主な担保対象	土地・建物（不動産）、機械などの有形資産	会社の総財産（技術、顧客基盤、将来の稼ぐ力含む）
経営者保証（個人保証）	原則として必須（社長が連帯保証人になる）	原則として不要・制限（個人のリスクを排除）
対抗要件・手続きコスト	個別資産ごとに抵当権設定（登記費用が膨大）	商業登記簿への一括登記（一律3万円と低コスト）



2. 『ITベンチャーだけの話』ではない！ 地域中小企業のリアルな活用シーン

「将来性や目に見えない価値を担保にするなんて、どうせ最先端のITベンチャーやハイテク企業だけの話だろう」と思われるかもしれませんが、しかし、国の真の狙いはここにありません。この制度が本当に威力を発揮するのは、地域に根を張り、真面目に事業を続けてきた中小企業や老舗企業です。

たとえば、以下のような具体的な場面で、この新しい資金調達の手法が大きな助けとなります。

① **親族内・従業員への事業承継**：後継者へ会社を譲りたいが、先代が残した多額の借入金の個人保証まで一緒に背負わせたくないという場合です。新体制での事業計画の将来性を評価してもらうことで、経営者保証を外した状態でスムーズにバトンタッチが可能です。

② **前向きな設備投資・DX投資**：最新の機械を導入すれば、あるいは新店舗を出せば、確実に売上を伸ばせる確証がある」にもかかわらず、手持ちの不動産担保が底を突いているために銀行から融資を断られていたケースです。投資後のキャッシュフロー改善見込みが評価の対象となります。

③ **実効性のある事業再生・経営改善**：現在は足元の業績が赤字で苦しんでいるものの、コアとなる職人技術や長年の顧客基盤がしっかりしており、合理的な立て直し計画（事業再生計画）がある場合です。過去の数字ではなく、これからの復活の道筋に対して資金が供給される道が開けます。

3.銀行の審査スタンスの変化： 審査の目線は「過去」から「未来」へ

企業価値担保権の導入に伴い、銀行が融資を審査する際の視点はガラリと変わります。これまでは「過去の決算書（3期分の実績など）」や「現在の不動産査定額」という、いわば過去と現在の数字を突き合わせる確認作業が中心でした。しかしこれからは、「この会社は今後、どのように事業を展開し、毎年のキャッシュフローを生み出していくのか」という未来のストーリーが中心になります。

融資の金額も、企業価値の査定額から機械的に算出されるわけではなく、「その事業計画を達成するために、本当に必要な資金はいくらか」という観点で、銀行と対話しながら決めていくことになります。

万が一、融資の途中で事業計画が未達になったり、事前に取り決めた財務ルール（コベナンツ）に抵触したりした場合でも、銀行がすぐに担保権を実行して会社を差し押さえるようなことはありません。法律の設計上、ルールの抵触は「即座に一発アウト」ではなく、経営者と銀行が膝を突き合わせて計画を修正するための「前向きな対話の契機」と位置づけられています。

4.国の大きな期待と、 私たちが現場で持つべき「冷静な視点」

国の施策としての狙いは非常に明確です。この制度を普及させることで、これまでの銀行業務を「単なるお金の貸し借り業」から、企業のリスクを共に背負い、事業と一緒に成長させる『真のパートナー』へと変革させたいという強い期待が込められています。金融庁もガイドラインを整備し、銀行に対して物的担保に頼らない融資を強く促しています。

しかし、ここで私たち中小企業経営者が持つべきなのは、法律ができたからといって手放しで喜ぶのではなく、実務の現場をしっかりと見据える「冷静な視点」です。

長年、日本の金融界に深く染み付いてきた「担保依存・保証人依存」の文化が、新しい法律が施行されたからといって、明日から急に現場の末端まで変わるのでしょうか。現実的には、そう簡単ではないと考えられます。現場の銀行員が、企業の目に見えない技術力や将来性を正しく見極める『目利き力』を本当に備えられるようになるのか、

そして国が描いた理想通りに、リスクが発生した際にも引かずに伴走してくれるのかについては、まだまだ疑問が残ります。

5.新しい時代を生き抜くために、 経営者が今から準備すべきこと

銀行の体制移行には時間がかかるかもしれませんが、融資のトレンドが「過去の実績」から「未来の計画」へとシフトしていく大きな流れ自体は間違いありません。この新しい時代において、銀行から選ばれ、経営者保証のない有利な融資を引き出せる企業になるために、経営者が今から取り組むべき準備は以下の2点に集約されます。

①『自社の目に見えない強み』を言葉にし、合理的な計画書に落とし込むこと

決算書の数字だけでは分からない、御社独自の技術、他社が真似できない職人のノウハウ、顧客との固い信頼関係などの『無形の価値』を、銀行員にも伝わる言葉で言語化してください。そして、それを基に「どうやって売上を上げ、キャッシュフローを生み出して返済するのか」という裏付けのある事業計画書（未来のストーリー）を作る準備を始めましょう。

②銀行に対して情報をオープンにし、『対話』ができる関係を作っておくこと

企業価値担保権融資の土台は、銀行との絶対的な信頼関係です。業績が良い時だけでなく、悪い時こそ早めに情報を開示し、日常的に相談ができるパイプを作っておくことが、将来的にこの制度を活用するための最大の武器になります。

これからの資金調達は、単に「お金を引っ張ってくる」行為ではなく、自社の目指す未来をどれだけ銀行に語り、巻き込めるかという「経営姿勢そのもの」が問われる時代になります。新しいチャンスを確実に掴み、経営のリスクを減らすために、まずは信頼できる会計事務所などの専門家をパートナーに迎え、自社の未来のストーリーを描くところから一歩を踏み出してみたいかがでしょうか。



経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺弘泰氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。

自社株評価が変わる？

— 中小企業オーナーが認識しておくべき「事業承継の値札の見直し」 —

非上場会社の株式は、毎日変動する市場価格はありますが、相続や贈与、事業承継の場面では、非上場会社にも税務上の「株価」がつきます。この自社株の評価額は、社長が肌感覚で考える会社の価値や、M&Aで買い手が提示する価格とも違います。相続税・贈与税を計算するための、いわば「承継時の値札」です。普段は見えにくいのに、いざ承継となった瞬間に、後継者やご家族の前にとんと現れます。値札は小さい方がうれしいものですが、見ないふりをして消えてはくれません。

現在、国税庁の「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」で、非上場株式の評価のあり方が検討されています。まだ具体的な改正内容や適用時期は確定していません。しかし、見直しの方向によっては、今よりも高い評価をすべきではないかという方向性もあり、中小企業の事業承継に少なからず影響する可能性があります。本稿では、何が論点になっているのか、経営者は今から何を確認すべきかを、実務目線で整理します。

まず押さえない：自社株評価は「誰が持つか」と「会社規模」で変わる

非上場株式は、証券取引所で売買されていないため、上場株式のような客観的な市場価格がありません。そのため、相続税や贈与税の計算では、国税庁の財産評価基本通達に基づき、株主の区分や会社規模などに応じて評価します。

ここで重要なのは、評価方法を単純に「三つ」と理解するだけでは足りないという点です。会社を支配する同族株主等が持つ株式は、原則的評価方式で評価します。一方、経営に関与せず、配当を期待するにとどまる少数株主等が持つ株式は、特例的評価方式である配当還元方式による場合があります。

一般的には、類似業種比準価額は純資産価額に比べて低く算定される傾向があります。特に、長年黒字を続け、内部留保や保有資産が厚い会社では、資産・負債を相続税評価額ベースで積み上げて計算する純資産価額方式の方が、評価額が高くなりやすい傾向があります。

なぜ見直しが議論されているのか

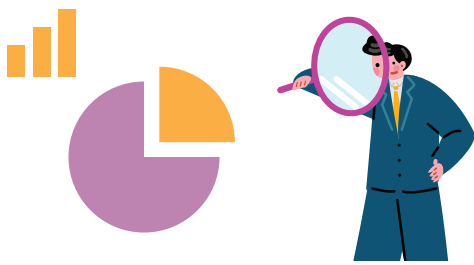
今回の議論の背景には、「非上場株式の評価額が、会社の実態に比べて低く出すぎているのではないか」という問題意識があります。会計検査院は令和5年度決算検査報告で、類似業種比準価額の中央値が純資産価額の中央値の27.2%にとどまるなど、評価方式の間に大きな離れがあると指摘しました。そのため、類似業種比準方式の圧縮効果を弱める、利益や純資産をより適正に反映させる、配当還元方式の還元率を見直す、といった方向になれば、結果として自社株評価額が上がる会社は多くなると考えるのが自然です。

中小企業の事業承継に起こり得る影響

特に注意したいのは、每期安定して利益が出ている会社、内部留保が厚い会社、不動産や有価証券などの含み益を持つ会社です。こうした会社ほど、相続や贈与のタイミングで自社株評価額が上がってしまい大きな影響が生じる懸念があります。また、これまで一部で行われてきた株価引下げ策についても、今後の見直し内容によってはその効果が限定的になったり、税務上のリスクが高まったりする可能性があります。

【図表 1】 現行の非上場株式評価の基本整理

株主・会社の区分	主な評価方式	考え方	経営者が押さえるポイント
同族株主等が取得する 大会社の株式	類似業種比準方式	同業種の上場会社の株価、配当、利益、純資産を参考に評価する。	業績や上場会社株価の影響を受ける。従来は純資産価額より低く出やすい傾向が論点。
同族株主等が取得する 中会社の株式	併用方式	類似業種比準価額と純資産価額を一定割合で組み合わせる。	会社規模により、類似業種比準方式の影響度が変わる。
同族株主等が取得する 小会社の株式	純資産価額方式	会社の資産から負債を差し引く考え方を基本に評価する。	不動産や有価証券、内部留保などが株価に反映されやすい。
少数株主等が 取得する株式	配当還元方式	配当金を基準に、一定の還元率で割り戻して評価する。	主に経営権のない株主向け。オーナー承継にそのまま使えるとは限らない。



経営者が今からすべき4つの対応

今回の自社株評価の見直しは、まだ議論段階で、早ければ令和10年頃から実務に影響するのではないかという見方もありますので、改正の内容が確定してから動けばよい、と思いたくなるかもしれませんが、しかし、事業承継は税制改正の発表を待ってから一気に片付けられるものではありません。株主構成、後継者、納税資金、家族間の合意、金融機関との関係など、準備には時間がかかります。まずは、次の4点を確認しておくことをお勧めします。

(1) 現行ルールで自社株評価額を試算する。

まずは今の値札を知らなければ、対策の優先順位は決められません。

(2) 相続税・贈与税と納税資金をシミュレーションする。

会社にはお金があっても、後継者個人に納税資金があるとは限りません。

(3) 法人版事業承継税制(特例措置)の活用可能性を確認する。

法人版事業承継税制の特例措置とは、中小企業の後継者が先代経営者などから非上場株式を贈与・相続で引き継ぐ際、その株式にかかる贈与税・相続税の納税を100%猶予できる制度です。一定の要件を満たして事業を継続すれば、将来的に免除される場合もあります。特例承継計画の提出期限は令和9年9月30日まで、対象となる贈与・相続による株式取得は令和9年12月31日までとされています。

(4) 税金対策だけでなく、会社の将来像を話し合う。

誰に、どの株式を、いつ、どのような形で渡すのか。経営者、後継者、家族、顧問税理士が同じテーブルで確認することが大切です。

参考資料

本稿は、2026年6月時点で公表されている資料に基づく一般的な解説です。非上場株式評価の具体的な改正内容、適用時期、個別企業への影響はまだ確定していません。実際の事業承継対策や自社株評価については、顧問税理士等の専門家にご相談ください。

[1] 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(第1回)資料」:

https://www.nta.go.jp/about/council/nai-hyok a/20260420/pdf/01shiryo_kabukaigi.pdf

[2] 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(第3回)資料」:

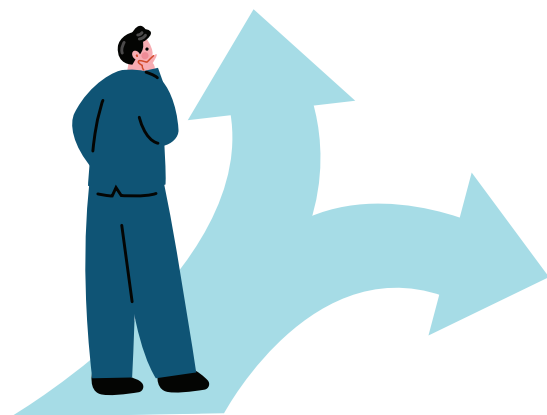
https://www.nta.go.jp/about/council/nai-hyok a/20260604/pdf/03shiryo_kabukaigi.pdf

[3] 会計検査院「相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価(特定)」:

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary05/pdf/fy05_tokutyou_13.pdf

[4] 中小企業庁「法人版事業承継税制(特例措置)」:

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei /shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.html



経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。





税制改正コラム

令和8年分の 類似業種比準価額の動向



企業経営者の財産の多くを占めるのが「自社株」です。そのため贈与・相続、事業承継の場面では自社株の評価額がいくらかになるのかが重要となります。

自社株の評価額は類似業種比準価額方式、純資産価額方式、またはこれらの併用方式により計算されますが、このうち類似業種比準価額方式は国税庁が公表する「業種目別株価」に基づいて行われます。

今回は6月に公表された業種目別株価をもとに、最新の類似業種比準価額の動向についてご紹介します。

1. 類似業種比準価額の計算方法

自社株評価は会社の規模に応じ、原則として次の評価方法により評価します。

会社の規模	評価方法
大会社	類似業種比準価額 ※選択により純資産価額で評価可能
中会社	類似業種比準価額 × L + 純資産価額 × (1 - L) Lの割合：中会社の大=90%、中会社の中=75%、中会社の小=60% ※選択により純資産価額で評価可能
小会社	純資産価額 ※選択により類似業種比準価額 × 50% + 純資産価額 × 50% で評価可能

このうち類似業種比準価額は次のように計算します。

$$\frac{\text{類似業種の株価(A)} \times \frac{\text{配当}}{\text{類似業種の配当(B)}} + \frac{\text{利益}}{\text{類似業種の利益(C)}} + \frac{\text{簿価純資産}}{\text{類似業種の簿価純資産(D)}}}{3} \times \text{勘酌率}$$

※勘酌率=大会社：0.7、中会社：0.6、小会社：0.5

類似業種の株価(A)は、会社の業種目別に「当月の株価」「前月の株価」「前々月の株価」「前年平均株価」と「当月以前2年間の平均株価」のうち最も低い株価を採用します。

2. 類似業種比準価額の動向

業種目の「大分類」について「前年平均株価(6年平均)」と今回公表された「前年平均株価(7年平均)」を比較すると次のとおりです。

業種目(大分類)	6年平均	7年平均	増減率
建設業	435	579	33%
製造業	463	475	3%
電気・ガス・熱供給・水道業	488	488	0%
情報通信業	783	795	2%
運輸業、郵便業	359	444	24%
卸売業	533	507	-5%
小売業	558	679	22%
金融業、保険業	323	421	30%
不動産業、物品賃貸業	380	558	47%
専門・技術サービス業	456	527	16%
宿泊業、飲食サービス業	668	686	3%
生活関連サービス業、娯楽業	780	907	16%
教育、学習支援業	509	752	48%

医療、福祉	455	406	-11%
サービス業（ほかに分類されないもの）	926	804	-13%
その他の産業	532	574	8%

前年平均株価を比較すると、多くの業種で「7年平均」の方が高い傾向にあります。

大分類で比較しても「建設業(+33%)」「運輸業、郵便業(+24%)」「小売業(+22%)」「金融業、保険業(+30%)」「不動産業、物品賃貸業(+47%)」「教育、学習支援業(+48%)」のように、前年比で20%以上、株価が上昇した業種もあります。

もちろん、「医療、福祉(▲11%)」や「サービス業(他に分類されないもの)(▲13%)」のように、10%以上、株価が下落した業種もあるので、業種ごとの確認が重要です。

3. 30%以上株価が上がった業種

今回、特に大きく株価が上がった業種の中から、「建設業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」についてもう少し詳しく見てみましょう。

まず、「建設業(+33%)」の各年の前年平均は右肩上がりで、令和8年1・2月の株価はさらに上昇し、令和5年の前年平均の2倍以上の水準です。

■1:建設業(大分類)

前年平均 令和5年	前年平均 令和6年	前年平均 令和7年	令和7年		令和8年	
			11月	12月	1月	2月
371	435	579	681	708	756	812

次の「不動産業、物品賃貸業(+47%)」も上昇傾向にあり、特に中分類の「92:不動産取引業」と「93:不動産賃貸業・管理業」が上昇しています。

■91:不動産業、物品賃貸業(大分類)

前年平均 令和5年	前年平均 令和6年	前年平均 令和7年	令和7年		令和8年	
			11月	12月	1月	2月
363	380	558	573	568	591	617

最後に「教育、学習支援業(+48%)」も大きく上昇しています。

■110:教育、学習支援業(大分類)

前年平均 令和5年	前年平均 令和6年	前年平均 令和7年	令和7年		令和8年	
			11月	12月	1月	2月
523	509	752	751	744	749	721

日経平均株価は令和7年後半から8年にかけて歴史的な上昇相場を形成しており、今年6月に初の7万円台に到達しました。令和8年の類似業種の株価はさらに上昇しそうです。

まずは自社が該当する業種について、最新の類似業種比準価額をもとに影響を確認し、この機会に自社株評価を顧問税理士に依頼して、将来について考えてみてはいかがでしょうか。

4. 自社株評価と事業承継税制の見直しに注目を

国税庁は4月から「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を開催し、自社株の評価方法について大きな見直しを行う予定です。特に「類似業種比準方式」が「純資産価額方式」よりも評価額が低くなる傾向にあることを利用した「節税スキーム」に対して厳しい目が向けられています。

また、令和9年度税制改正では、法人版事業承継税制の特例措置の「次」をどうするかにも注目が集まっています。新制度の内容によっては、事業承継対策に大きな影響を与えそうです。

今年は自社株に関する2つの見直しの議論もご注目ください。

助 成 金

活 用 ガ イ ド

エイジフレンドリー補助金 熱中症対策コース

60歳以上の従業員（週20時間未満勤務の嘱託社員も対象）の労働災害の防止のため、負担の大きい作業を解消する取組に必要な経費を支給します。

■ 助成額

経費（機器の購入・工事の施工等）についての費用の50%を支給。
最大200万円まで購入→100万円限度

■ エイジフレンドリー補助金の流れ



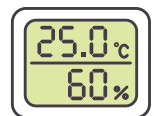
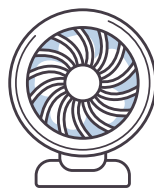
■ ポイント（補助金の対象事例）

- ・屋外作業等における体温を下げるための機能がある服など
- ・熱中症リスクのある事業場に休憩施設の整備、送風機（エアコン）の設置
- ・作業場などに設置する移動式のスポットクーラー
- ・アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

令和8年度のコース

全3コース

- ・専門家総合対策コース
- ・熱中症対策コース
- ・コラボヘルスコース



■ 申請期限

令和8年5月20日（水）から令和8年10月31日（土）まで

※予算の上限に達し次第、受付を終了する可能性もあります

■ 提出先

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」

■ 添付書類 ※例

必要書類等は事前に問い合わせください。

- ① 各種申請書・調書（[交付申請書]、[事業実施計画書]、[経費所要額調書] など）
- ② 見積書（導入したい設備や工事の業者発行のもの）
- ③ 対象となる高年齢労働者名簿（60歳以上の労働者が在籍していることを確認できるもの）
- ④ 就業規則または雇用契約書（労働条件を確認するため）
- ⑤ 決算書や法人税申告書の控え（中小企業事業者の規模要件を確認するため）

ワンポイントアドバイス

エイジフレンドリー補助金は、

①専門家総合対策コース②熱中症対策コース③コラボヘルスコースの3部構成からなっております。

今回は、②熱中症対策コースを主軸に説明をさせていただきました。60歳以上の方については、労働安全衛生法第62条にて中高年齢者等についての配慮が努力義務として規定されています。

しかし、会社の代表者には安全配慮義務がありますので、就業環境については会社として検討していかなければならないものになります。

60歳以上の方であれば体力が若い方と比べると疲れやすくなり、部屋の中が暑いと熱中症で倒れてしまうこともあります。そのような職場環境づくりに適した補助金と考えます。



助成金コラム

助成金の不正受給についてこんな事例が・・・

社労士が事実確認を行わず、一方的な解釈を事務所の職員に伝えて辻褄を合わせました。その結果、タイムカードの写しを改ざんし、17回にわたって労働局へ申請書を提出したケースです。

こちらのケースでは、社会保険労務士法第25条の2第2項「相当の注意を怠り、申請の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当すると判断されました。

結果として6ヶ月間の社会保険労務士の業務停止となりました。

相変わらずタイムカードや賃金台帳の改ざんによる不正受給が目立っているということがこれで分かります。

社長に確認せず、社労士自らの解釈で判断してしまう行為は言語道断です。

気をつけましょう。

■ 最後に

コラムに続いて、助成金の申請時に私たちが気をつけるべき点について考えてみましょう。

結論から申し上げますと、「出勤簿・賃金台帳をDX化しましょう」ということです。

私の事務所も万が一にでも不正受給をしてしまえば、社労士として仕事ができなくなります。

その対策として、お客様側にも責任を持つ自覚が必要になります。そのため、社労士である私からはもちろん、この記事をご覧になっている皆様にも、ぜひそのような意識を持っていただきたいと考えております。



監修：
勝野社会保険労務士事務所
所長 勝野 高儀 氏



補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計ではありません。

2025年6月現在、全国で27,000件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

主な支援内容

経営革新等支援機関がサポートします



補助金申請支援

国が公募する補助金は多数あります。経営革新等支援機関は、中小企業や小規模事業者が補助金を活用し、経営の発展を図るための専門的な支援を行います。補助金の申請には、事業計画の策定や財務の健全性の証明が求められることが多く、経営革新等支援機関がそのプロセスをサポートします。

\\設備投資\\ を後押しできます



資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

\\低利融資\\ が受けられます

※融資を確約するものではありません



「経営力向上計画」 策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

\\優遇税制\\ が活用できます



「経営改善計画」 策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスク)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

\\事業の立て直し\\ に向けた
計画策定に補助金がでます

財務と事業承継で 中小企業の 持続的成長をサポート

資金繰り

決算分析

中期計画



- ☑ 金融機関目線での**財務格付け**の判定
- ☑ **金融機関**が求める事業計画書を作成
- ☑ **返済金額の最適化**に向けたシミュレーションに対応

 **F+prus**

承継
ロードマップ

簡易納税
シミュレーション

リスク分析

- ☑ 事業承継の不安を、**アンケート**で見える化
- ☑ **事前のシミュレーション**で不安を安心に
- ☑ 「誰に・何を・いつまでに」を整理し、**想いをつなぐ“事業承継”**へ

 **J+prus**

F+prus (エフプラス)・J+prus (ジェイプラス) は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画・事業承継計画など財務・事業承継に関するスムーズな支援が可能です。